

1. はじめに

- 戦後間もなく社会教育法をはじめとする社会教育関係法令が制定されて以来、我が国の社会教育行政は今日まで 70 年近くの歴史を刻んできた。この間、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の充実と社会教育主事をはじめとする社会教育行政の推進体制の整備が図られ、社会教育は、学校教育以外の場における学習の機会を提供し、国民が自己の充実と生活の向上を図り、豊かな人生を送る上で大きく貢献するとともに、地域における「人づくり」を通して社会の発展に寄与してきた。
- 近年では、少子高齢化と人口減少の進展など社会教育を取り巻く環境の変化を受けて、社会教育における学習成果を「地域づくり」の実践につなげていくことに対する社会の期待が高まってきている。
- このような状況の中、当調査研究協力者会議では、平成 28 年 7 月 4 日に第 1 回会議を開催して以降、計 6 回にわたる議論を経て、社会教育における学習成果を「地域づくり」の実践につなげていくことに対する社会の期待に応えていく観点から、以下のとおり、社会教育を取り巻く環境の変化と課題を整理するとともに、今後の社会教育行政や社会教育施設の在り方について論点を整理した。
- 当会議では、本論点整理を踏まえ、社会教育主事の養成をはじめとする施策について具体化が進められ、社会教育を取り巻く環境の変化に対応した持続可能な社会教育システムの構築が図られることを期待する。